

監査懇話会 監査セミナー

監査役への期待 ～頻発する企業不祥事を踏まえて～

2020年1月17日

一橋大学名誉教授

廣本 敏郎

本日の構成

○はじめに

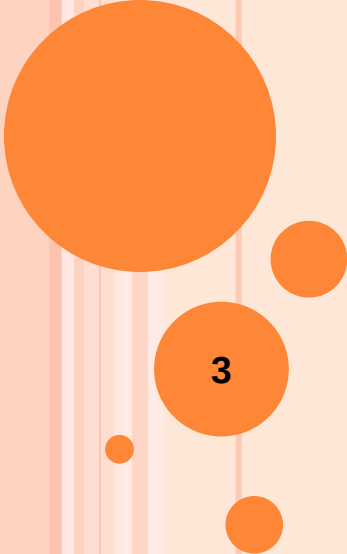
～市場経済と会計・監査～

○監査業界の大変貌

- 企業会計不正事件と米国政府の対応
- 公認会計士・監査審査会とIFIAR
- 監査を巡る我が国における制度整備

○監査役への期待

～企業経営者がその公的責務を果たすために～



市場経済と会計・監査

市場経済とモラル

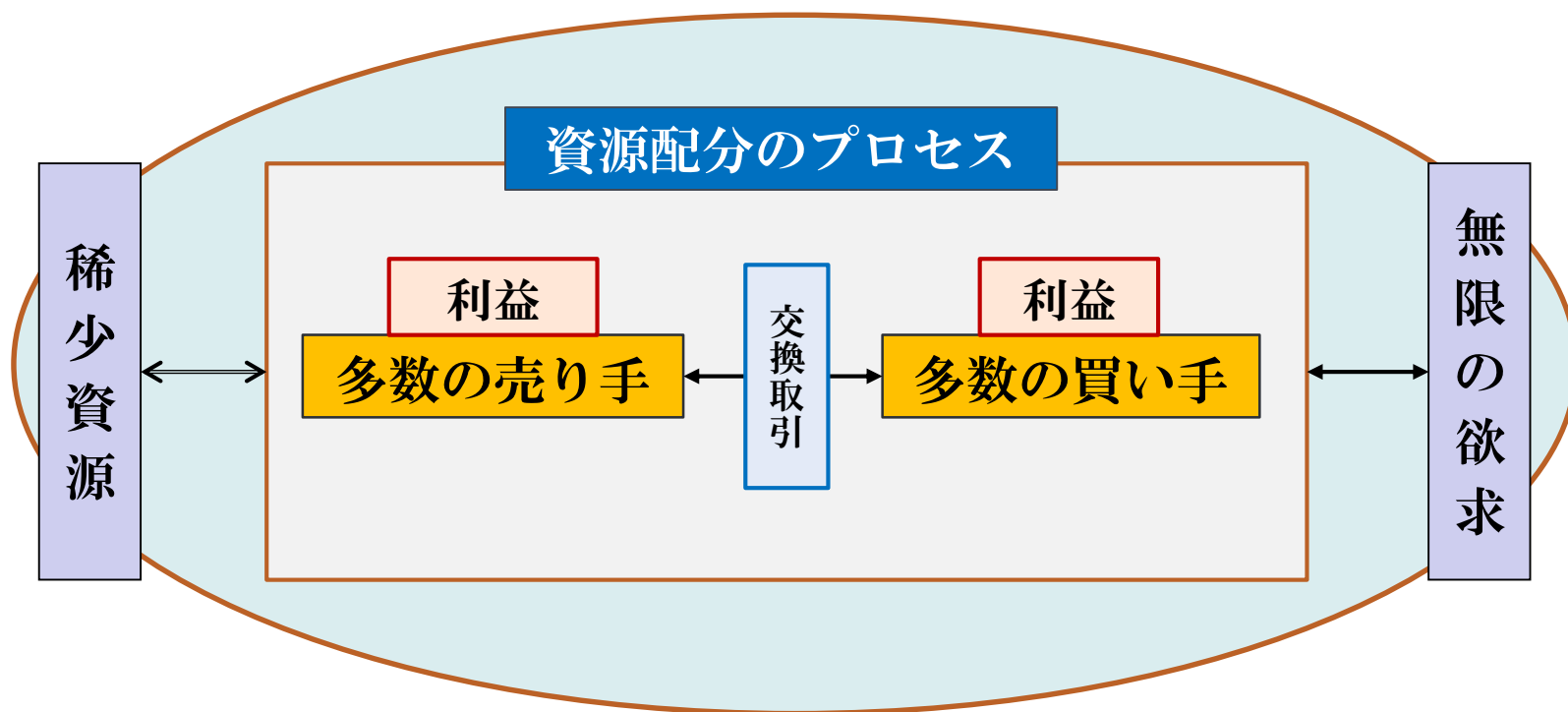
3

市場経済の制度

- 経済は一方における人間の欲求と、他方においてこれを満たすための資源との関係から成り立っています。労働、土地、資本などの資源を組み合わせ、人々が欲するものを作り出す資源配分のプロセスが経済活動です。
 - このとき、限られた資源と無限に近い欲求とは緊張関係にあり、限られた資源を合理的に利用し、できるだけ大きな欲求を満たすことが至上命令として課せられます。
 - そこから「効率」という概念がでてきます。この基準を満たすために、人類は自由競争を基調とした市場経済の制度を作り出しました。

(塩野谷元一橋大学学長、如水会報より)

市場経済の制度



よい財・サービスを求める買い手と、その財・サービスの売り手とは、それぞれの私欲（利己心）がぶつかって市場で競合し合い、その競争の中から、人々が欲するよい財・サービスを安く供給し得た企業が生き残っていく。この基本的な論点を分析的に明らかにしたのが、アダム・スミスの経済学であり、それが自由主義経済の基礎となった。

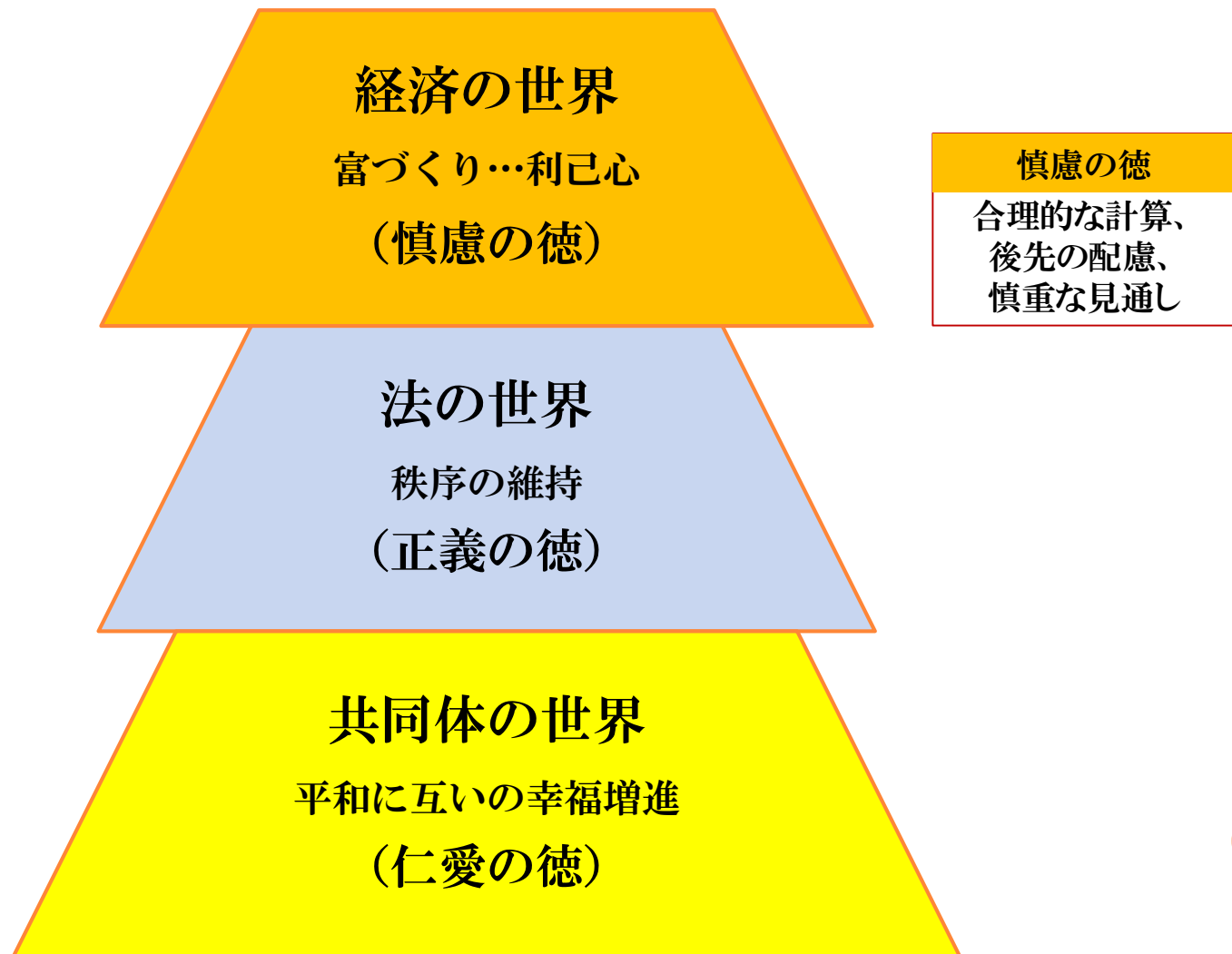
（今井・金子『ネットワーク組織論』岩波書店、1988年）

アダム・スミスが想定する市場経済

- 私たちはこれまでに、市民社会が政治と経済を軸として動いていること、とりわけ経済がその原動力であることを知った。経済の世界は「自分自身の境遇を改善せんとする欲望」によって導かれている世界であることも知った。言い換えれば、利己心というものが経済という世界の原動力だということを知ったわけである。
 - ところがスミスによると、この利己心というものは、めいめいが何でも勝手放題なことをしてよろしいというのではなく、そこに一つの社会性がなければならないということになっている。社会的な枠のない、無軌道な勝手気ままな欲望の追求というものは、人間の行為でもなければモラルでもない。

(高島善哉『アダム・スミス』岩波新書、1968年)

スミスのモラルの世界



正義の徳と仁愛の徳

- 社会に仁愛の徳が十分に行われていないとしても、その社会は不愉快な社会とはなろうが、しかし、そのためにたちまち崩壊してしまうというものではない。これに反して、もし正義の徳が行われていないとすれば、その社会は一日も安穩に過ぎることはあるまい。正義の徳は、たとえば、家の大黒柱のようなものであり、仁愛の徳は室内装飾のようなものである。（80頁）
 - 利己心は正義の限界の中で発揮されなければならず、経済人の活動は全体として国家社会の繁栄に役立つように在らねばならないことになる。（84頁）

（高島善哉『アダム・スミス』岩波新書、1968年）

渋沢栄一『論語と算盤』（1916年刊）

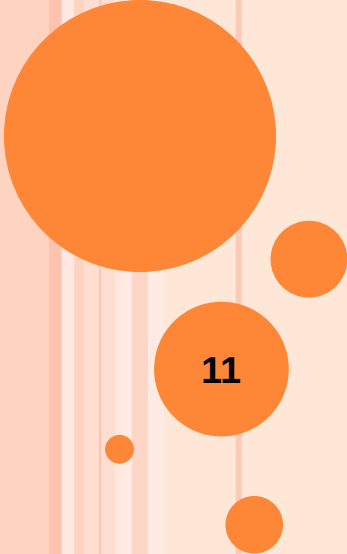
- 私は、一人の実業家として、経済と道徳を一致させるべく、常に「論語とソロバンの調和が大事なのだよ」と分かり易く説明して、一般の人々が簡単に注意を怠ることがないように導いている。…
 - ためしに私の希望を述べるとするなら、法の制定はもちろんよいが、法があるからといって、むやみにその裁きを仰がないようにして欲しいと思っている。もし富める者も貧しい者とともに「思いやりの道」を選び、そして「思いやりの道」こそ人の行いをはかる定規であると考えて社会を渡っていくなら、百の法律があろうと、千の規則があろうと、そちらの方がすぐれていると思うのだ。
- 「金持ちがいるから、貧しい人々が生まれてしまうのだ」などといった考え方で、世の中の人々がみな、社会から金持ちを追い出そうとしたら、どうやって国に豊かさや力強さをもたらせばよいのだろう。個人の豊かさとは、すなわち国家の豊かさだ。個人が

渋沢栄一『論語と算盤』（1916年刊）

- 豊かになりたいと思わないで、どうして国が豊かになっていくだろう。国家を豊かにし、自分も地位や名誉を手に入れたいと思うから、人々は日夜努力するのだ。その結果として貧富の格差が生まれるのなら、それは自然の成り行きであって、人間社会の逃れられない宿命と考え、あきらめるより外にない。

とはいえ、常に貧しい人と金持ちの関係を円満にし、両者の調和をはかろうと努力することは、ものの分かった人間に課せられた絶えざる義務なのである。それなのに、「自然の成り行きだし、人間社会の宿命だから」と、流されるがままに放置してしまえば、ついには取り返しのつかない事態を引き起こしてしまうのも自然の結果なのだ。だから、わざわざ小さいうちに防ぐ手段として、ぜひとも「思いやりの道」を盛り上げていくよう切望する。

（守屋淳訳『現代語訳 論語と算盤』ちくま新書、2010年、153-156頁）

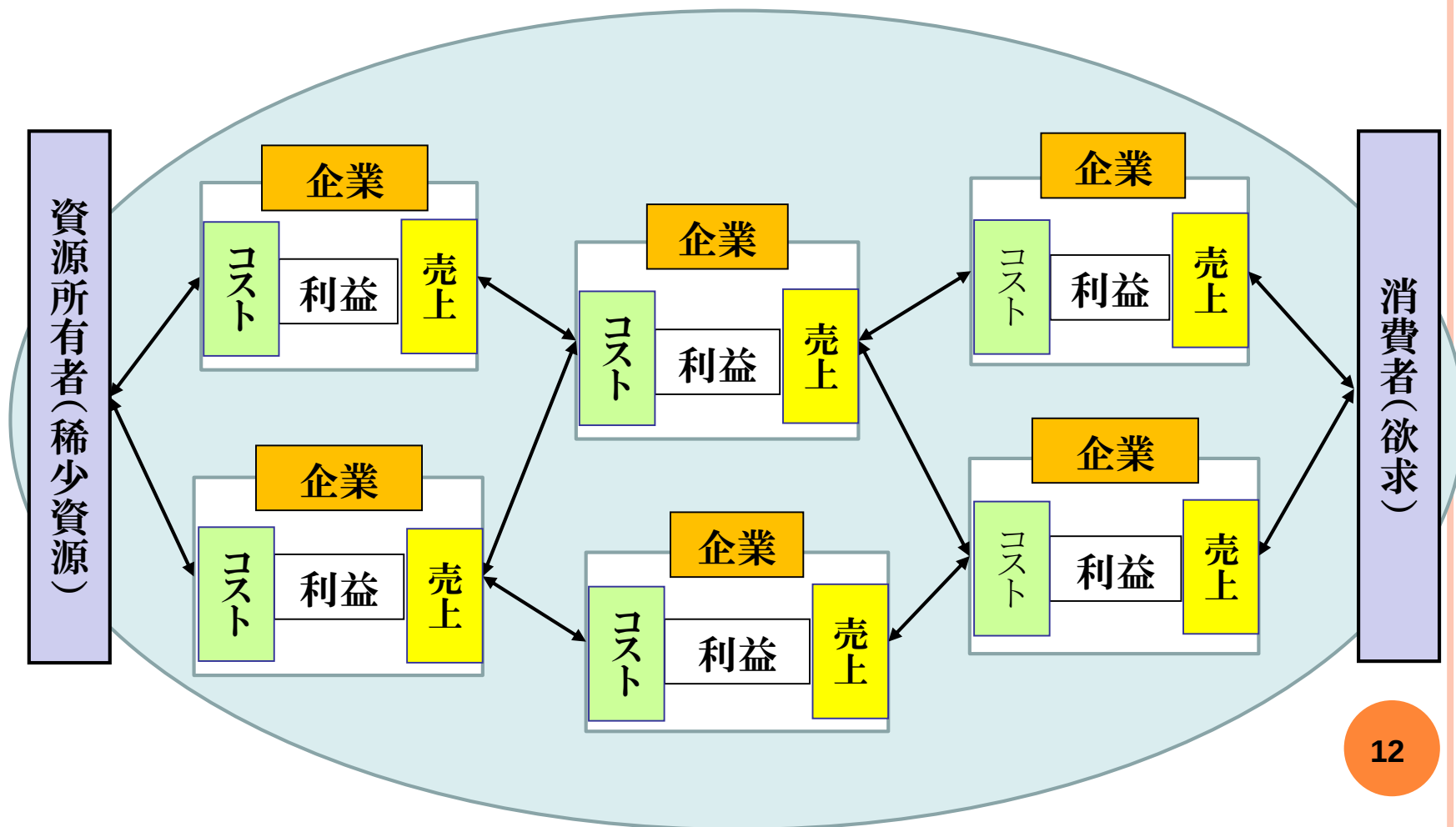


市場経済と会計・監査

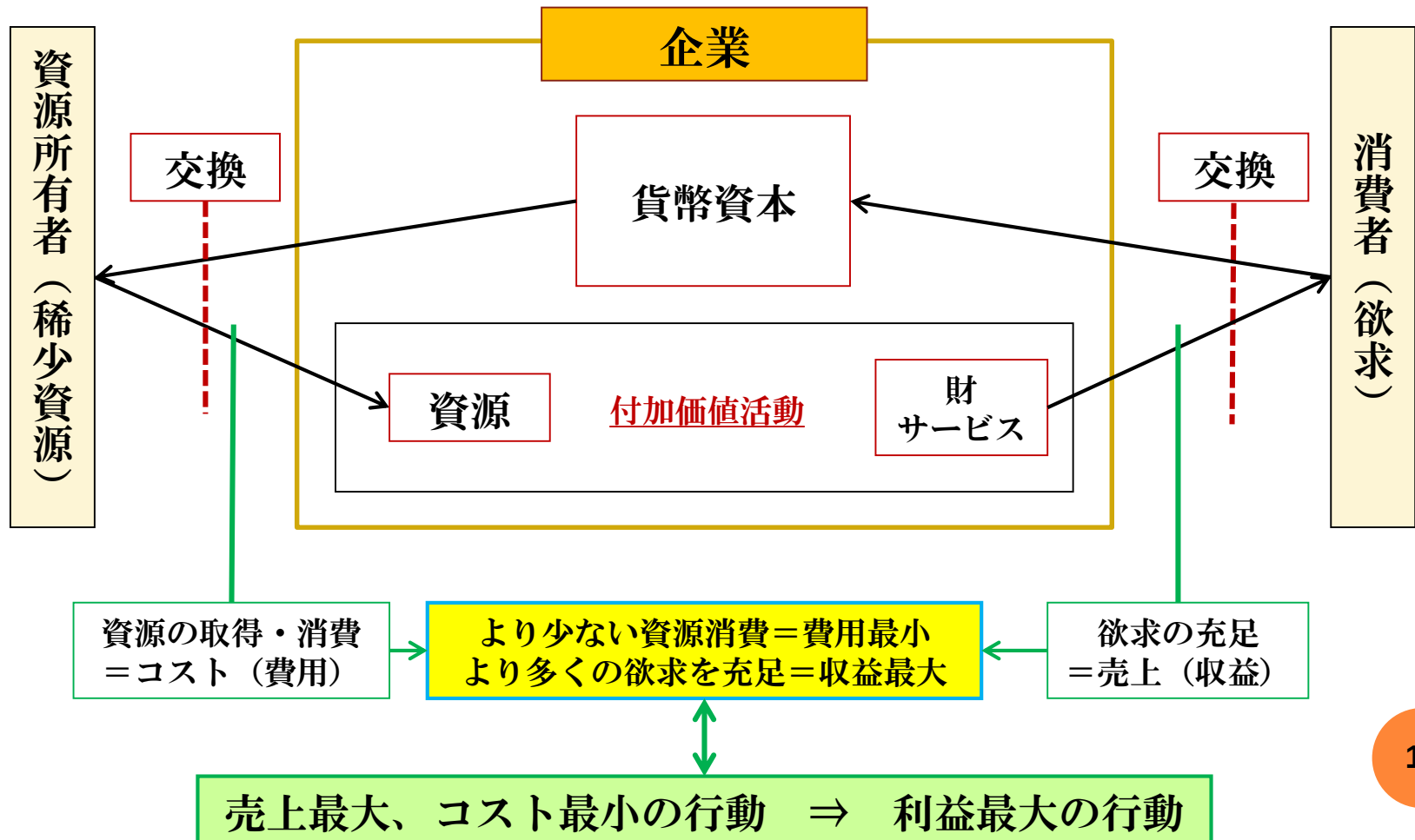
資本市場、会計基準及び公認会計士

会計なくして経済なし

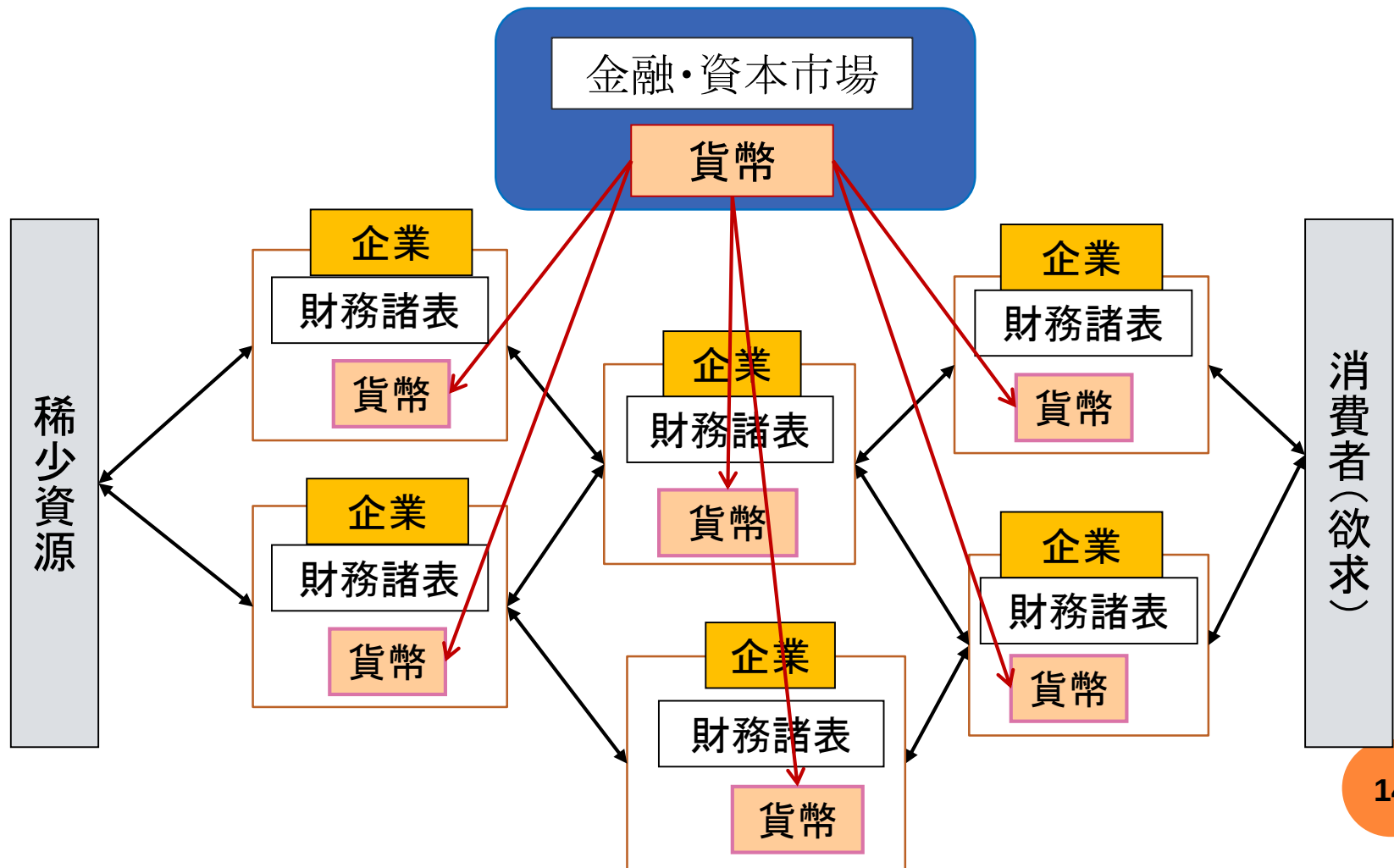
～企業の行動原理「売上最大、コスト最小」～



簿記会計による企業活動の見える化



金融・資本市場における財務情報の重要性



会計基準及び会計士監査の必要性

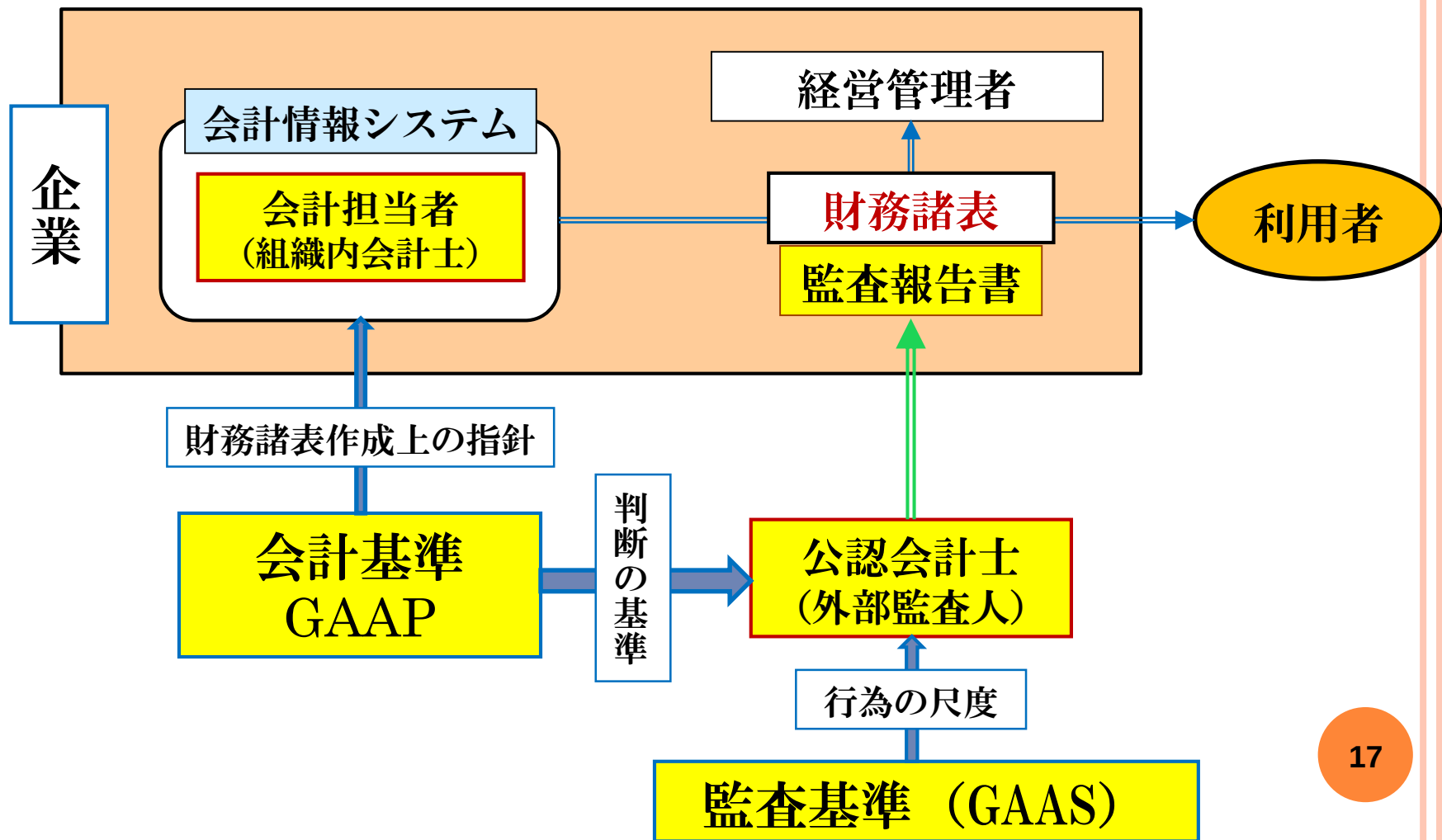
- 企業の財務諸表は、取引の帳簿記録を基礎とするばかりではなく、実務上慣習として発達した会計手続を選択適用し、経営者の個人的判断に基づいて作成される。財務諸表が記録と慣習と判断の総合的表現（Financial statements reflect a combination of recorded facts, accounting conventions, and personal judgments.）と言われるのはこのためである。
 - 従って、財務諸表作成者の主観的判断が誤っている場合や、あるいは政策的にわざと都合のよいような財務諸表を作成する余地と可能性がある。そこで、職業的専門家による監査が必要とされるのであるが、その場合に、監査人は、一般に公正妥当と認められた会計原則を基準にして、これに照らして、企業の採用している会計処理及び財務諸表作成手続の適否を判定するのである。

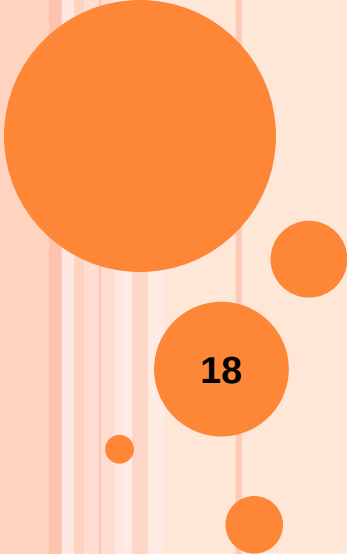
日本経済のインフラとしての会計監査

- 資本市場の信頼性を確保し、成長資金が供給されるようにしていくためには、企業が財務情報を適正に開示することが必要である。また、企業が経営戦略を策定し、持続的な成長・中長期的な企業価値の向上を目指す上でも、自らの財務状況を適確に把握し、株主・投資家等と共有することが不可欠である。
 - 会計監査は、このような企業による財務状況の的確な把握と適正な開示を確保し、その適正・円滑な経済活動を支え、これを日本経済の持続的な成長につなげていく前提となる極めて重要なインフラである。

(金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」提言、2016年3月)

財務情報の信頼性確保のシステム





監査業界の大変貌

企業会計不正事件と米国政府の対応

米エンロン等の破綻と米国政府の対応

- 2001年12月 エンロンが破綻する。

2002年に入ると他の大企業でも不祥事が発覚、ついには米国第2位の長距離通信会社ワールドコムが粉飾決算と経営破綻も明らかになって、企業会計不正事件が社会問題となった。

- 2002年3月 米大統領が10項目プランを提案する。

10項目プラン（10ポイントプラン）とは、企業統治の強化、監査の充実等、経営者の不正行為防止のための施策

（池田唯一・三井秀範監修『新しい公認会計士・監査法人監査制度』
第一法規、2009年、8頁）

- 2002年7月 米国企業改革法（SOX法）が制定される。

米国SECの下に公開会社会計監視委員会（PCAOB）が設置される。

こうした米国政府の対応が世界に波及、各国で相次いで公的な監査監督機関が設置されるようになった。わが国にも、2004年4月1日、公認会計士・監査審査会が発足。

10ポイントプランの前文抜粋

～米大統領の信念～

- 一国の強さは、その国民の価値観に左右される。正直、勤勉、思いやりは、物質的にも精神的にも豊かな社会を作るために必要な要素である。わが国では自由が高く評価されるので、国民一人ひとりの責任に大きく依存している。…
- 特に公開会社は、気骨のある指導者を必要としている。公開会社はアメリカの経済システムに欠くことのできない一部である。それは、普通のアメリカ国民が、日々の経営には参加しなくてもアメリカ経済を支えている会社の一部を所有することを認めているからである。

10ポイントプランの前文抜粋

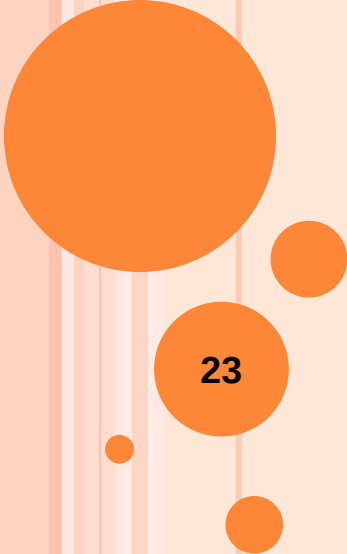
多様性があるって安全なポートフォリオを組むことを通して、一介の労働者でも何百も存在している会社の一部を所有することが可能となる。…アメリカはいつでも健全な長期投資の対象であり、すべてのアメリカ人はアメリカの成功の分け前にあずかる可能性を有している。

- しかしながら、この広範な所有権は、公開会社の役員や取締役は特別の責任を課すこととなる。誠実に全力を尽くして自分の責務を果たすだけでなく、会社の本当の所有者である株主に対して適切な事実を情報公開しなければならない。正確でタイムリーな情報が

10ポイントプランの前文抜粋

なければ、投資家は情報に基づく投資意思決定を行うことはできない。従って、大統領は、…会社の役員にもっと説明責任を自覚させなければならず、そして、より強固で独立性の高い監査システムを構築しなければならないと信じているのである。

(百合野正博『会計監査本質論』 森山書店、
2016年、邦訳参照)



監査業界の大変貌

23

公認会計士・監査審査会と
監査監督機関国際フォーラム (IFIAR)

Certified Public
Accountants and
Auditing Oversight Board

公認会計士・監査審査会



審査会の業務と組織

- 審査会は、公認会計士法に基づき、会長及び委員9名以内（内1名は常勤）で構成される合議制の機関として、金融庁に設置されている。会長及び委員は両議院の同意を得て内閣総理大臣により任命され、独立してその職権を行使する。任期は3年。審査会の主な業務は以下の通り。

- 公認会計士試験の実施
- 監査事務所に対する審査及び検査
- 公認会計士に対する懲戒処分の調査審議

⇒ 審査会には、その業務を処理するために事務局が置かれ、事務局長の下、総務試験室と審査検査室で構成されている。

期	年度	会長	常勤委員	願書提出者数	合格者数
第1期	2004	金子 晃 (元会計検査院長)	脇田 良一 (元明治学院大学学長)	16,310	1,378
	2005			15,322	1,308
	2006			20,796	3,108
第2期	2007	金子 晃	脇田 良一	20,926	4,041
	2008			21,168	3,625
	2009			21,255	2,229
第3期	2010	友杉 芳正 (元早稲田大学教授)	廣本 敏郎 (元一橋大学教授)	25,648	2,041
	2011			23,151	1,511
	2012			17,894	1,347
第4期	2013	千代田 邦夫 (元早稲田大学教授)	廣本 敏郎	13,224	1,178
	2014			10,870	1,102
	2015			10,180	1,051
第5期	2016	廣本 敏郎 (一橋大学名誉教授)	松井 隆幸 (元青山学院大学教授)	10,256	1,108
	2017			11,032	1,231
	2018			11,742	1,305
第6期	2019	桜井 久勝 (神戸大学名誉教授)	松井 隆幸	12,532	1,337 ²⁶

審査会発足の経緯

平成12年6月の公認会計士審査会（当時）において取りまとめられた公認会計士制度整備に関する検討を引き継いだ金融審議会公認会計士制度部会は、平成13年10月以降、公認会計士監査制度のあり方について検討を行った。本検討は、企業会計不正事件に対する米国政府の対応などの国際的動向も踏まえ、グローバルな経済環境の下にある今日の我が国の経済社会において、資本市場に対する信認をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から行われた。

同部会による報告では市場の機能が十分に発揮されるためには、内部監査や監査役（監査委員会）監査と公認会計士監査との連携をはじめとするコーポレートガバナンスの充実・強化と共に、

審査会発足の経緯

公認会計士監査を巡る制度環境の整備が必要不可欠である、との基本認識の下、

- 1 公認会計士は不断の自己研鑽による専門知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての使命と職責を果たすべきとの観点から、公認会計士の使命と監査の目的を法制度上明確化すること
- 2 監査の適切性を確保するため、被監査企業への非監査証明業務の同時提供の禁止、監査法人における関与社員による継続的監査の制限、関与社員の被監査企業への就任制限を行い、公認会計士や監査法人の独立性を強化すること

審査会発足の経緯

- 3 協会による自主規制の限界を補完するとともに、公平性・中立性・有効性を確保する観点から、協会が行っている品質管理レビューに対する行政によるモニタリングを導入すること
- 4 我が国の経済社会において公認会計士が担うべき役割に鑑み、監査証明業務に従事しうるにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家の存在を今後とも確保していくために、公認会計士試験制度を見直し、①社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい制度とすること、②一定の要件のもとで、実務経験者等に対して試験の一部を免除すること、③専門職大学院との連携を図ること、などが提言された。

審査会発足の経緯

本報告を踏まえ、公認会計士法の一部を改正する法律案が平成15年の第156回国会に提出され、国会の審議を経て、同年5月に改正公認会計士法が成立し、平成16年4月に金融庁に従前の公認会計士審査会を改組・拡充して『公認会計士・監査審査会』が設置された。

（『公認会計士・監査審査会の活動状況』令和元年5月）

審査会の任務

～金子晃会長記者会見、2004年4月～

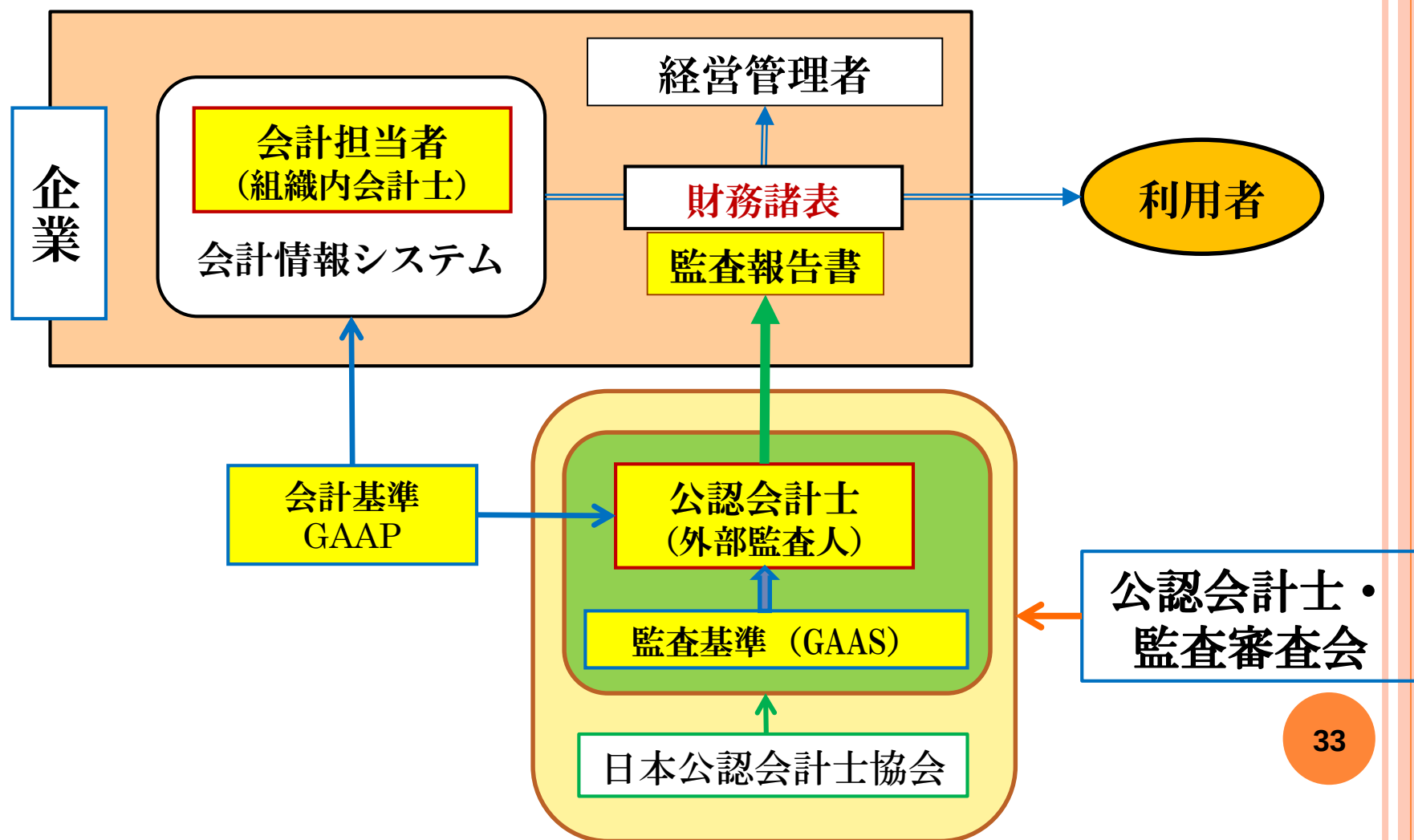
- ご承知のとおり、国際的に監査体制の信頼性及び質の向上が強く求められているところでありまして、そうした中で昨年5月に公認会計士法の改正が行われ、監査法人などの監督体制の充実・強化等の観点から、これまでの公認会計士審査会を改組し、体制の充実・強化が行われ、当公認会計士・監査審査会が設置されたわけであります。
- 特に最近、公認会計士の監査の信頼性に対する疑念あるいは企業の財務状況を表す財務諸表の信頼性に対する疑念を示すような事態が出てきている

審査会の任務

わけですが、これは社会の変化、それから社会の変化から出てくる社会あるいは企業のニーズと現在の公認会計士制度あるいは公認会計士の仕事との間の乖離によるものであり、現代社会に共通の事柄だろうと思います。

- 審査会は、こうした乖離を埋める、重要な役割を果たす機関だと認識しております。この任務を果たすことが公認会計士の仕事の信頼性を深め、…企業の財務情報の信頼性を高め、そのことが、産業、日本経済の信頼性を高めることに繋がっていくだろうと、我々に与えられた任務を肅々と、と申し上げたのはそういう趣旨で申し上げたわけでございます。

審査会のモニタリング機能



モニタリング結果の開示

- 検査結果通知書

(勧告事案のみ公表。第三者開示の積極的推進)

- 監査事務所検査結果事例集

(毎年公表。審査会ホームページよりダウンロード可)

- モニタリングレポート

(毎年公表。審査会ホームページよりダウンロード可)

IFIARの設立～2006年～

- 世界各国で監査監督機関が設置された後、相互の情報交換の必要性が認識され、定期的に国際会議が開催されるようになった。
 - 第1回会議は、金融安定化フォーラム（FSF）の呼びかけで、2004年9月に米国ワシントンで開催された。
- 2006年9月開催の第5回会議で同会議は発展的に解消し、あらたに監査監督機関国際フォーラム（International Forum of Independent Audit Regulators: IFIAR）の設立が合意された。第1回IFIAR会合は、2007年3月に東京で開催された。

IFIAR常設事務局～2016年～

第16回監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）が、下記のとおり開催され、公認会計士・監査審査会からは、廣本会長が参加、最近の監査監督に関する議論に参画し、各監査監督当局と意見交換を実施しました。

記

- 日程・開催場所
 - 平成28年4月19日（火）～4月21日（木） ロンドン
- 主な議題
 - IFIAR常設事務局を東京に設置することの決定、他

（公認会計士・監査審査会ウェブサイト、国際関係、
平成28年4月28日）

我が国のコミット

～グローバルな監査品質の向上～

今般、公認会計士・監査法人等を監督する各国・地域の当局で構成されるIFIARの常設事務局を東京に設置することが、ロンドンで行われた同機関の本会合で決定をされました。IFIARの常設事務局を東京に設置することは、我が国の国際的なプレゼンスの強化や東京市場の国際金融センターとしての地位向上の観点から、極めて重要であると考えます。したがって、我が国としては、金融庁及び公認会計士・監査審査会を中心に、外務省とも緊密に連携の上、政府一丸となって誘致活動に取り組んでまいりました。

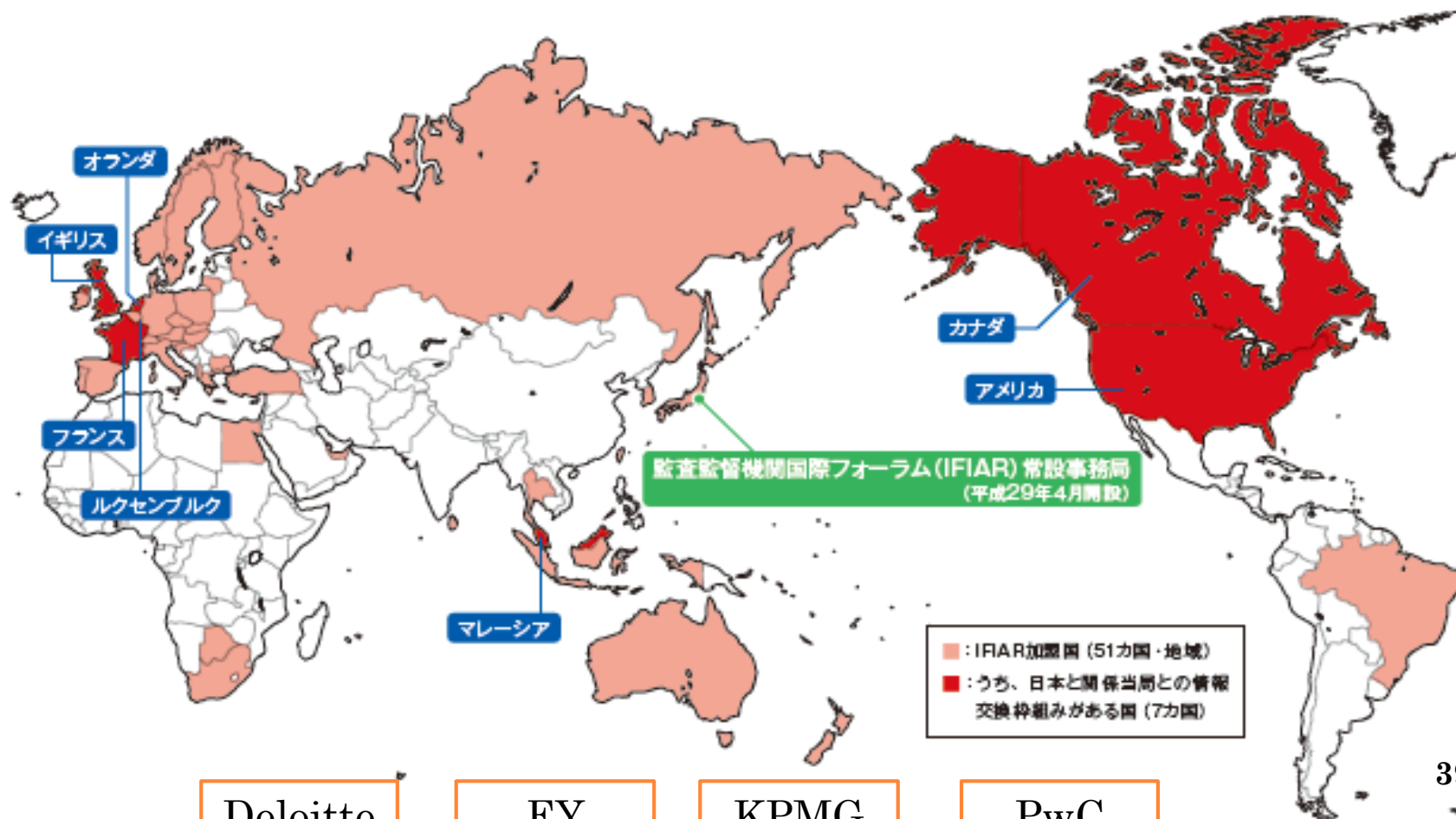
我が国のコミット

従って、我が国としては、金融庁及び公認会計士・監査審査会を中心に、外務省とも緊密に連携のうえ、政府一丸となって誘致活動に取り組んでまいりました。…我が国としては、IFIARの常設事務局が東京に設置された後も、IFIARが、今後一層、国際機関として発展・成長し、グローバルな監査の質を高めていくことができるよう、積極的に貢献していきたいと考えます。

(平成28年4月22日午前)
内閣官房長官記者会見より

監査監督機関&監査事務所の重層的ネットワーク

監査監督機関のグローバル・ネットワーク (IFIAR)



Deloitte

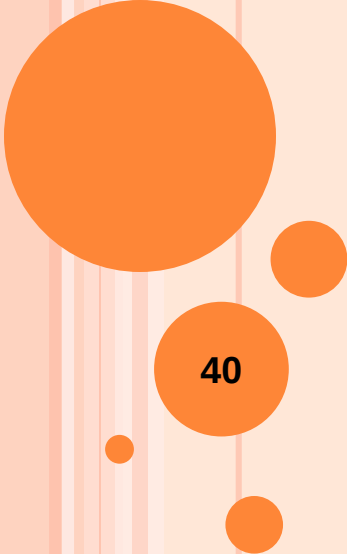
EY

KPMG

PwC

監査事務所の4大グローバル・ネットワーク

2017年4月現在



監査業界の大変貌

監査を巡る我が国における制度整備

公認会計士監査制度の創設と改正等

- 昭和23 (1948) 年 公認会計士法の公布・施行
(1948) 年 会計士管理委員会の設置
(昭和27年公認会計士審査会、平成16年公認会計士・監査審査会)
- 昭和25 (1950) 年 監査基準の公表
- 昭和41 (1966) 年 公認会計士法の改正 (監査法人制度導入)
- 平成14 (2002) 年 監査基準改訂 (リスクアプローチ本格導入)
- 平成15 (2003) 年 公認会計士法の改正
- 平成17 (2005) 年 監査基準改訂 (リスクアプローチの徹底)
(2005) 年 監査に関する品質管理基準の新設
- 平成19 (2007) 年 公認会計士法の改正
- 平成20 (2008) 年 内部統制報告制度
- 平成25 (2013) 年 監査基準改訂 (監査役等との連携)
(2013) 年 監査における不正リスク対応基準の新設
- 平成27 (2015) 年 コーポレートガバナンス・コード原案
- 平成28 (2016) 年 会計監査の在り方に関する懇談会提言
- 平成29 (2017) 年 監査法人のガバナンス・コード
- 平成30 (2018) 年 監査基準改訂 (監査報告書の透明化)
- 平成31 (2019) 年 会計監査に関する情報提供の充実について

公認会計士法 平成15年改正

- 平成14（2002）年7月、米国においてSOX法（米国企業改革法）が制定され、同年12月には、金融審議会公認会計士制度部会が報告書を策定した。
 - これらを受け、粉飾決算の増加やバブル経済崩壊後の証券会社等の破綻を契機として、証券市場の公正性・透明性を確保し、投資家等の信頼が得られる市場を確立する必要があるとの観点から、平成15年に公認会計士法が抜本改正された。

（池田・三井監修2009年、5頁）

平成15年改正の概要

(1) 公認会計士の使命・職責の明確化

- 監査及び会計の専門家として、独立した立場において、会社等の公正な事業活動、投資家及び債権者の保護等を図り、常に品位を保持し、知識及び技能の修得に努め、公正かつ誠実に業務を行わなければならない旨を規定

(2) 監査人の独立性の強化

- 監査証明業務とコンサルティング業務等の非監査証明業務の同時提供の禁止
- 監査法人内部において同一の公認会計士が一定期間以上同一企業を担当することを禁止する交代制の導入等

(3) 公認会会計士・監査審査会の設置

- 監査法人等の業務運営の適正性の監視のための立入検査権の導入
- 監査証明業務の独立性の確保のため、監査法人の内部管理や審査体制についての公認会計士協会による指導や監督（品質管理レビュー）を行政がモニター

(4) 試験制度の見直し

(5) 指定社員制度の導入

（池田・三井監修、2009年、17-18頁）

平成19年の公認会計士法等の改正

- 平成19（2007）年の公認会計士法等の改正では、監査業務の複雑化及び高度化が進展する一方、監査を巡る不適正な事例等が生じ、組織的監査の重要性が高まっている状況に対応するため、監査法人制度等について見直しが行われた。

（池田・三井監修、2009年、5頁）

平成19年改正法等の概要

I. 監査法人の品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーの強化

1. 業務管理体制の整備
2. 監査法人の社員資格の非公認会計士への拡大
3. 監査法人による情報開示の義務付け

II. 監査人の独立性と地位の強化

1. 監査人の独立性に関する規定の整備
2. 就職制限の範囲を被監査会社の親会社や連結子会社等へ拡大
3. いわゆるローテーション・ルーツの整備
4. 不正・違法行為発見時の対応

III. 監査法人等に対する監督・責任のあり方の見直し

1. 行政処分が多様化
2. 課徴金納付命令の創設
3. 有限責任組織形態の監査法人制度の創設
4. 報告徴収・立入検査の権限の公認会計士・監査審査会への委任の範囲
5. 外国監査法人等の届出制度等の整備

監査基準の改訂について

(平成25年3月26日、企業会計審議会)

○ 一 経緯

1 審議の背景

…近時、金融商品取引法上のディスクロージャーを巡り、不正による有価証券報告書等の不適切な事例が相次いでおり、こうした事例においては、結果として公認会計士監査が有効に機能しておらず、より実効的な監査手続を求める指摘があるところである。

…

○ 二 監査基準の改訂について

2 監査役等との連携

今般の不正リスク対応基準の検討において、不正リスクの内容や程度に応じ、適切に監査役等と協議する等、監査役等と連携を図らなければならないとされたところである。

「会計監査の在り方に関する懇談会」提言 (平成28年)

会計監査の充実に向けた累次の取組みを通じ、会計監査を実施するための規制・基準は相当程度整備されてきた。しかしながら、最近の不正会計事案等を契機として、改めて会計監査の信頼性が問われる状況に至っている。

こうした背景には、

- ・ これらの規制・基準が監査の現場に十分に定着していない、
- ・ こうした規制・基準を定着させるための態勢が監査法人や企業等において十分に整備されていない、
- ・ そのような態勢整備がなされているかを外部から適切にチェックできる枠組みが十分に確立されていない、

といった要因があるのではないかと考えられる。

また、不正会計問題への対応に際しては、いたずらに規制・基準を強化するのではなく、その費用と便益を検証しつつ、

「会計監査の在り方に関する懇談会」提言

問題の本質に焦点を当てた対応を取るべきである。

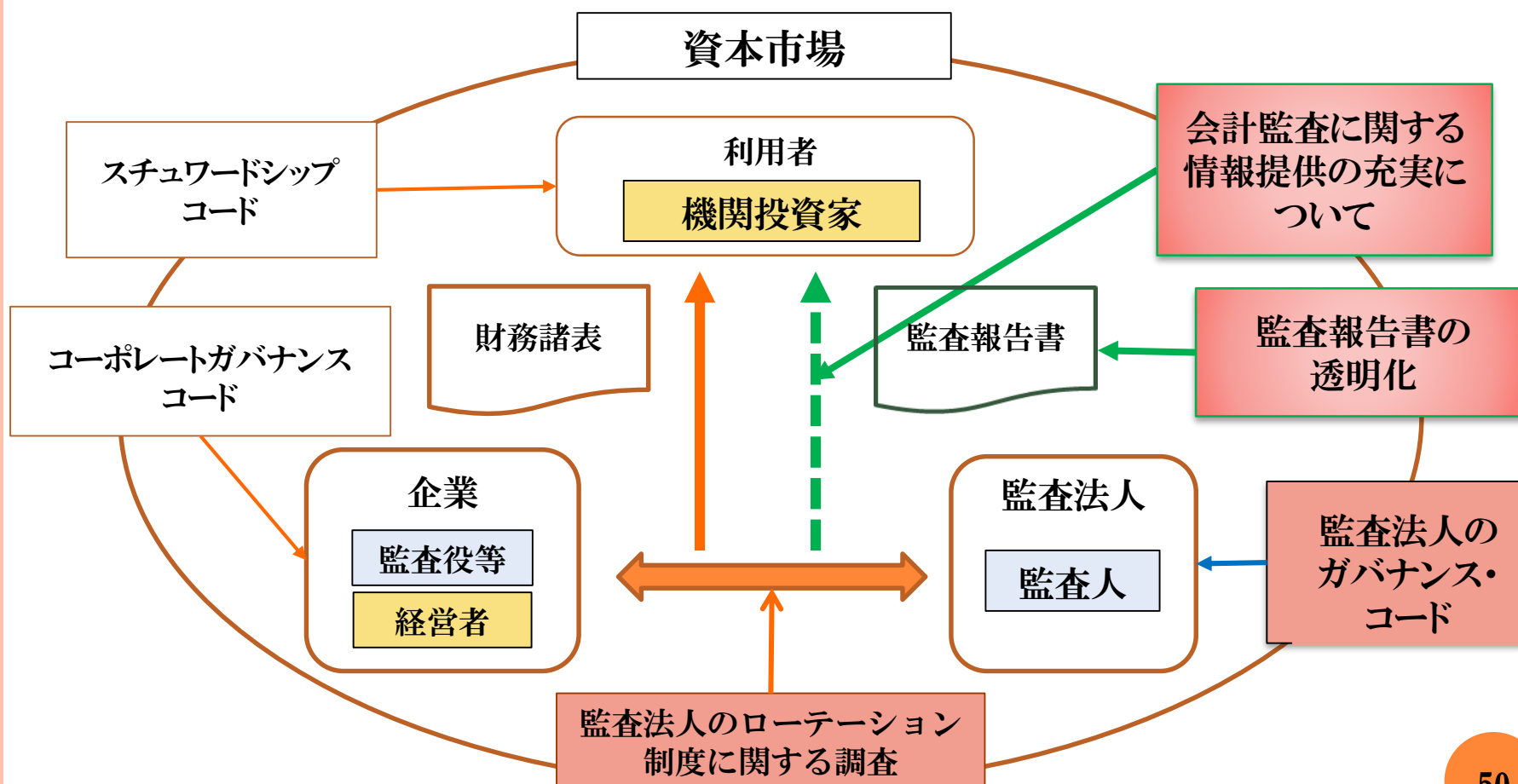
このような観点から、会計監査の信頼性確保に向けて講ずるべき取組みは、以下の5つの柱に整理される。

- (1) 監査法人のマネジメントの強化
- (2) 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実
- (3) 企業不正を見抜く力の向上
- (4) 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック
- (5) 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

「在り方懇」提言を受けての施策

- 監査法人のマネジメントの強化
 - 「監査法人のガバナンス・コード」の策定
 - 2017（平成29）年3月公表
- 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実
 - 「監査報告書の透明化」
 - 2018（平成30）年7月監査基準改訂
 - 「会計監査に関する情報提供の充実について－通常とは異なる監査意見等に係る対応を中心として」
 - 2019（平成31）年1月公表

会計監査の信頼性確保のための諸施策



監査基準の改訂について

(平成30年7月5日、企業会計審議会)

一 経緯

- …近時、我が国では、不正会計事案などを契機として監査の信頼性が改めて問われている状況にあり、その信頼性を確保するための取組みの一つとして、財務諸表利用者に対する監査に関する情報提供を充実させる必要性が指摘されている。
 - …こうした中、…監査意見を簡潔明瞭に記載する枠組みは基本的に維持しつつ、監査プロセスの透明性を向上させることを目的に、監査人が当年度の財務諸表の監査において特に重要であると判断した事項（以下「監査上の主要な検討事項」）を監査報告書に記載する監査基準の改訂が国際的に行われてきている。
- 監査報告書における「監査上の主要な検討事項」の記載は、監査人が実施した監査の透明性を向上させ、監査報告書の情報価値を

監査基準の改訂について

～監査報告書の透明化～

高めることにその意義があり、これにより、

- ・ 財務諸表利用者に対して監査のプロセスに関する情報が、監査の品質を評価する新たな検討材料として提供されることで、監査の信頼性向上に資すること
- ・ 財務諸表利用者の監査や財務諸表に対する理解が深まるとともに、経営者との対話が促進されること
- ・ 監査人と監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下「監査役等」）の間のコミュニケーションや、監査人と経営者の間の議論を更に充実させることを通じ、コーポレート・ガバナンスの強化や、監査の過程で識別した様々なリスクに関する認識が共有されることによる効果的な監査の実施につながること

等の効果が期待される。

会計監査に関する情報提供の充実について

(平成31年1月22日、会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会)

I. はじめに

2. 会計監査に関する情報提供の充実の必要性

- …近年、「監査報告書の透明化」に向けた制度面の整備も進み、監査人による個々の会計監査に関する説明・情報提供へのニーズが高まる中、それに応じて、より一層の会計監査に関する説明・情報提供の充実が求められている。
 - 特に、限定付適正意見、意見不表明又は不適正意見（以下「通常とは異なる監査意見等」という）が表明された場合は、監査人の判断の背景や根拠となった事情が財務諸表利用者の意思決定に対してより重大な影響を与え得るため、監査人からの説明・情報提供が一層重要となる。また、監査人の交代理由など、財務諸表利用者の関心が高い事象についての適切な説明・情報提供も重要な課題と考えられる。

監査法人に株主説明要求

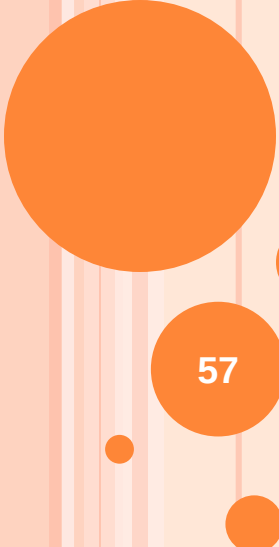
- 金融庁で「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」（平成30年11月2日）が開催されたのを受け、次の記事が掲載された（日本経済新聞、2018年11月7日）。
 - 金融庁は監査法人に対し、より詳細な情報発信を求める。企業の決算書類を不適正とするなど「お墨付き」を与えなかった場合に、判断の理由を詳しく説明させる方針だ。企業の不正会計が後を絶たない中、株主である投資家が財務内容の問題を判断し易くすることを目指すとの記事が掲載された。
 - 金融庁は監査法人の交代理由についても議論する方針だ。公認会計士・監査審査会によると、18年6月までの1年間で監査法人を変更した上場企業は116社と3年連続で100社を超えた。「任期満了」が60社以上と過半を占め、ある金融庁幹部は「明確な理由とは言えず投資家への説明が必要だ」と指摘する。

監査法人に株主説明要求

- 金融庁は、企業の決算に不正が疑われた場合、決算をチェックする監査法人に株主総会などで詳しい理由を説明させる方向で検討に入ったと、次の記事が掲載された（朝日新聞、2018年5月30日）
 - 原子力事業の巨額損失を巡り東芝と監査法人が昨年対立した問題を受けて、企業だけでなく監査法人に十分な説明を求め、市場と監査の透明性を確保する狙いだ。
 - （佐藤隆文・日本取引所自主規制法人理事長の話）東芝のケースでは、PwCあらた監査法人は、監査結果を型どおりの記述にとどめ、明快かつ十分な説明をしなかった。説明責任をきちんと果たそうという意欲は伝わってこなかった。企業の開示内容が実態に合わせて理解され、株価が企業への評価となって表れるには透明性を保つ必要がある。東芝の問題では監査法人がより丁寧に説明すればよかったと考えている。企業が守秘義務を解除すれば、監査法人は外部に説明し易くなる。

「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」 報告書の公表

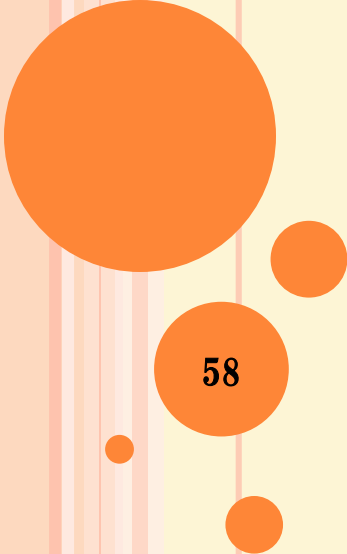
- 金融庁は、監査法人が発信する情報の充実策を盛った報告書をまとめたとして、次の新聞報道がなされた。
 - 監査法人が会計監査した企業の決算書類にお墨付きを与えない理由を詳しく説明することは守秘義務違反に当たらないと明示。監査法人が積極的に説明することを事実上求めた。
 - 金融庁は「本来、投資家が知るべき情報まで『秘密』と拡大解釈されてきた面がある」（幹部）とみて、報告書では未公表の情報がすべて「秘密」に当たるわけではないと指摘。その上で「無限定適正」でない場合、判断に至った根拠の説明は「正当な理由に該当する」とはっきり示した（日本経済新聞、2019年1月23日）。
 - 日本公認会計士協会は「監査人としての説明責任がこれまで以上に求められている。信頼性を高めるためには丁寧な説明が不可欠」との声明を出した（朝日新聞、2018年1月23日）。



監査役への期待

57

～企業経営者がその公的責務を果たすために～



『監査基準』に見る監査役との連携等

58

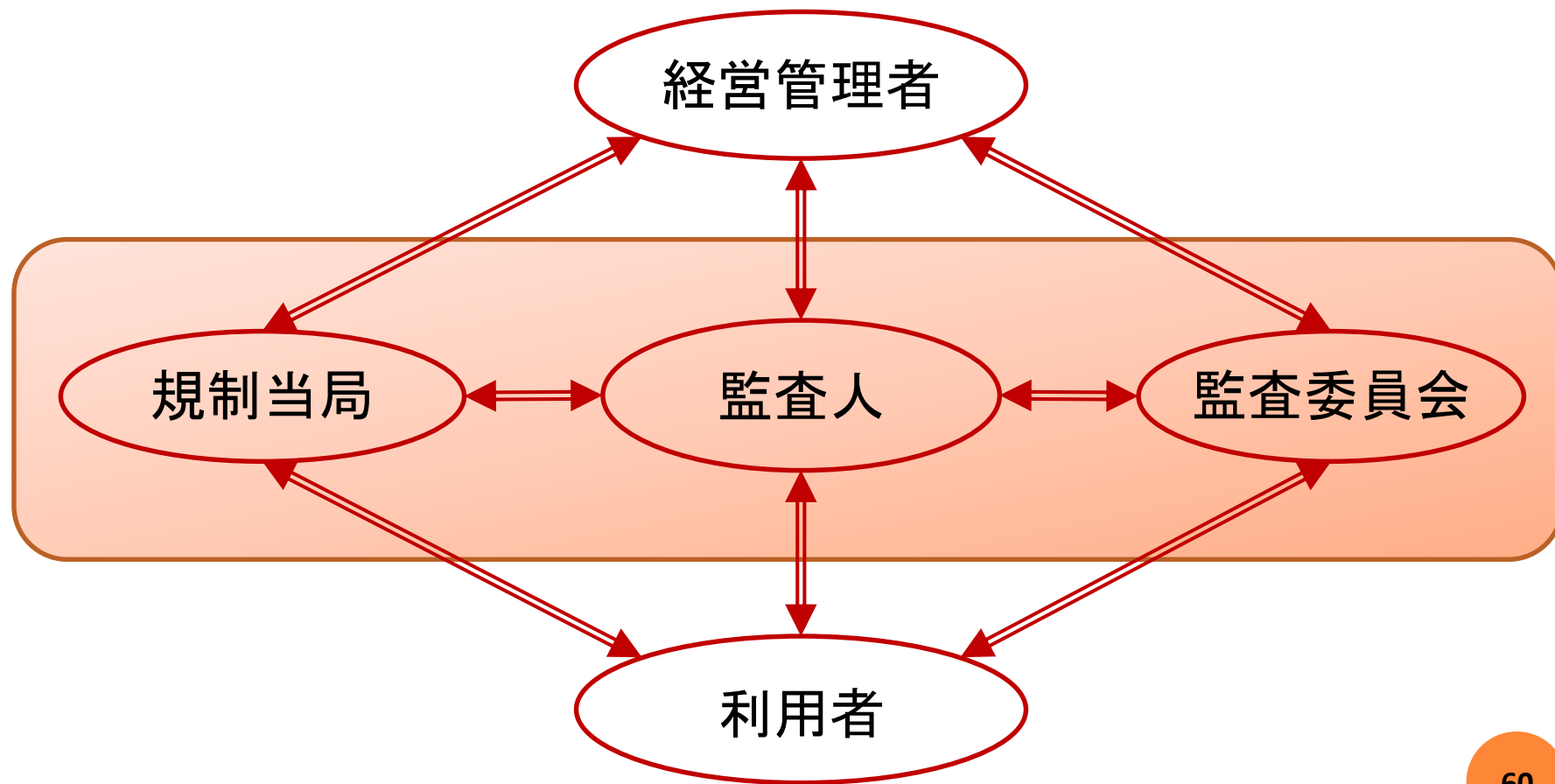
監査品質の更なる向上のために

「外部監査は、財務情報の品質と信頼性、財務報告及び開示に対する公共の信頼性、ひいては国内経済や世界市場の効率的な運営を支えるものである。」

「監査品質は、監査人だけでなく、監査委員会、規制当局、一般市民等を含む監査の利用者の間の相互作用によって影響を受けることにも留意する必要がある。」

(シルダー「監査品質のさらなる向上にむけて」
『会計・監査ジャーナル』2011年4月号、31-32頁)

監査品質に関する重要な相互作用



平成25年改訂

○ 「監査基準の改訂について」

二 2 監査役等との連携

- 現行の監査基準においては監査役等との連携に関する規定がないが、監査における監査役等との連携は、不正が疑われる場合に限らず重要であると考えられることから、監査人は、監査の各段階において、適切に監査役等と協議する等、監査役等と連携を図らなければならないことを明記することとした。

在り方懇提言

～「情報提供の充実」に対する当局の思い～

- （「在り方懇提言」の5本柱に）「会計監査に関する情報の株主等への提供の充実」という塊があります。これは、個々の施策もさることながら、最終的に会計監査の品質を評価して、今依頼している監査法人に引き続き依頼し続けるのかどうか、それだけ信頼できる監査をやってもらえるのかどうかを評価し判断するのは企業あるいは企業の監査役・監査委員会であり、さらにその背後にいる株主だと思います。企業の監査役・監査委員会ですとか株主にそこをしっかりと評価してもらわないと、監査法人が品質向上のために努力をしても、それが適正に評価されないことになります。

（「対談 これからの会計監査のあり方を考える」19頁）

監査報告書の透明化の意義等 (平成30年改訂監査基準)

二 主な改訂点とその考え方

1 「監査上の主要な検討事項」について

(1) 監査報告書における位置付け

…監査報告書における「監査上の主要な検討事項」の記載は、財務諸表利用者に対し、監査人が実施した監査の内容に関する情報を提供するものであり、監査報告書における監査意見の位置付けを変更するものではない。このため、監査人による「監査上の主要な検討事項」の記載は、監査意見とは明確に区別しなければならないことを明確にした。

(2) 「監査上の主要な検討事項」の決定

…監査人は、リスク・アプローチに基づく監査計画の策定段階

監査報告書の透明化の意義等

から監査の過程を通じて監査役等と協議を行うなど、適切な連携を図ることが求められており、「監査上の主要な検討事項」は、そのような協議を行った事項の中から絞り込みが行われ、決定されるものである。

(3) 「監査上の主要な検討事項」の記載

…「監査上の主要な検討事項」の記載を有意義なものとするためには、監査人は財務諸表の監査の過程を通じて監査役等と適切な連携を図った上で、監査人が監査役等に対して行う報告内容を基礎として、当該財務諸表の監査に固有の情報を記載することが重要である。また、財務諸表利用者にとって有用なものとなるよう、監査人は、過度に専門的な用語の使用を控えて分かり易く記載するよう留意する必要がある。

監査報告書の透明化の意義等

(5) 「監査上の主要な検討事項」と企業による開示との関係

企業に関する情報を開示する責任は経営者にあり、監査人による「監査上の主要な検討事項」の記載は、経営者による開示を代替するものではない。したがって、監査人が「監査上の主要な検討事項」を記載するに当たり、企業に関する未公表の情報を含める必要があると判断した場合には、経営者に追加の情報開示を促すとともに、必要に応じて監査役等と協議を行うことが適切である。この際、企業に関する情報の開示に責任を有する経営者には、監査人からの要請に積極的に対応することが期待される。また、取締役の職務の執行を

監査報告書の透明化の意義等

監査する責任を有する監査役等には、経営者に追加の開示を促す役割を果たすことが期待される。

- 監査人が追加的な情報開示を促した場合において経営者が情報を開示しないときに、監査人が正当な注意を払って職業的専門家としての判断において当該情報を「監査上の主要な検討事項」に含めることは、監査基準に照らして守秘義務が解除される正当な理由に該当する。
 - 監査人は、「監査上の主要な検討事項」の記載により企業又は社会にもたらされる不利益が、当該事項を記載することによりもたらされる公共の利益を上回ると合理的に見込まれない限り、「監査上の主要な検討事項」として記載することが適切である。…

座談会

「監査基準の改訂について～監査上の主要な検討事項を中心に～」

- 情報開示を積極的に行うという意識が必要
- 監査役等における取組みについて
- 株主総会でのKAMについての質問について
- 監査役等の監査報告書への影響について
- KAMのボイラープレート化を防ぐために

（『監査役』 687号、2018年10月25日）

合理的な事業経営にそもそも秘密はない (渋沢栄一氏)

- 渋沢栄一著『論語と算盤』の中に、次のような記述がある。
- もともと商業は、政治と比較すれば、機密など持たなくても経営していけるはずのものである。
 - ところが社会を実際に見てみると、会社になくてもよいはずの秘密があったり、あってはならないところに私的行為があるのは、どのような理由によるものだろう。私はこれを「重役に相応しい人材がいない結果だ」と言い切るのに躊躇しない。
 - わたしは常に、…「一個人の利益になる仕事よりも、多くの人や社会全体の利益になる仕事をすべきだ」という考え方を、事業を行う上での見識としてきた。

透明な経営を行う

- 稲盛和夫著『実学—経営と会計』には、「私は企業経営は公明正大に行うことが最も重要であると考えているが、それが保証されるために経営を衆人環視の下に置くことにした」と書かれている。
 - まず、経営は幹部から一般の社員に対してまで「透明」なものなければならない。
 - 私は、企業とくに上場企業は、すでに社会的存在となっているので、できるだけ企業情報は開示すべきだと考えている。
 - たとえ「良くない事態」が起きたとしても、勇気をもって社外に対しただちに明らかにすることによって、逆に会社に対する信頼は高まっていく。困難に遭遇した時は真正面から立ち向かい、打開策を確実に実行していることを正直に投資家に対して訴えればよい。
 - 自社のありのままの姿を包み隠さずオープンにするためには利益よりも公正さを優先するという確固たる経営哲学が不可欠となる。

コーポレートガバナンス・コード等 監査品質の確保・向上に対する監査役会及び 取締役会の役割期待

コーポレートガバナンス・コード原案 の公表（平成27年）

- 平成27年3月5日、金融庁と東京証券取引所から「原案」が公表された。
 - コーポレートガバナンスとは、会社が、株主はじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みを意味する。
- 基本原則
 - 【株主の権利・平等性の確保】
 - 【株主以外のステークホルダーとの適切な協働】
 - 【適切な情報開示と透明性の確保】
 - 【取締役会等の責務】
 - 【株主との対話】

コーポレートガバナンス・コード原案

補充原則 3－2 ①

○ 【原則3-2. 外部会計監査人】

- 外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

- 補充原則

3－2 ① 監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
- (ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

コーポレートガバナンス・コード原案

補充原則 3－2 ②

3－2 ② 取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- (ii) 外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保
- (iii) 外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
- (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

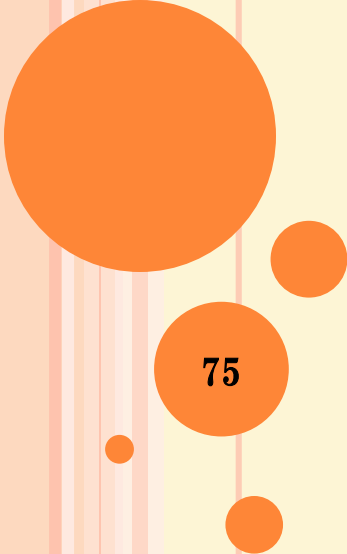
「在り方懇提言」の結論

～会計監査人の評価・選任の重要性～

- 会計監査に関わる関係者がこれらの提言の実現に取り組むことにより、
 - 監査法人等が実効的なガバナンスのもとで有効にマネジメントを機能させ、企業と共に高品質で透明性の高い会計監査を実施する、
 - 企業やその株主が監査の品質を適切に評価し、その評価を踏まえて監査法人等に監査を依頼するようになる、
 - このような動きが、より高品質な監査を提供するインセンティブの強化や、高品質な会計監査に株主や企業が価値を見出すことによる監査法人等の監査報酬の向上等につながる、

好循環が生まれることが期待される。

このような好循環が確立されることにより、市場全体における監査の品質の持続的な向上につながっていくことが望まれる。



企業不祥事と「経営と現場の乖離」

75

監査役全国会議パネルディスカッション ～「経営と現場の乖離」現場犯人説をどう考えるか～

- 2018年4月に開催された第86回監査役全国会議において、パネルディスカッション「経営と現場の『乖離』に対する有効な対策と監査役等の役割」が行われた（『監査役』684号、2018年7月25日）。
- （コーディネーター）経営としてはとても容認し難いことが現場で隠され続けられてきたという経営と現場の乖離については、いわゆる現場犯人説という「現場が悪いので、現場を徹底的に処罰すれば事が済む」といった発想を持たれることもあるかと思いますが、いかがでしょうか。
 - （オムロン常勤監査役）私は、このような発想は全く逆だと思います。問題の根源は、経営側にあると思います。一連の不祥事を見ると、やはり経営と現場の『乖離』が顕著になっていたと思います。

監査役全国会議パネルディスカッション

～内部統制を整備・運用することが大切～

- (八田青学名誉教授) 「経営と現場の『乖離』」を前提として、強い経営、強靱な経営を行うためにはどうすればよいのかという時に、運用の問題のキーワードは、内部統制だと言われている。例えばアメリカで発生した不祥事事例において、事業の末端、あるいは、経営トップからとても離れた所で起きていた不正に対して、経営者の責任が問われた例がありました。その際、法の間においても、経営者は「知らない、聞いていない」と主張しましたが、世論はそれを承認しませんでした。つまり、人間の体でいうならば、トップは頭脳に当たります。例えば、足の指先にけがをしていることに気がつかなければ、神経系統が鈍化している可能性があります。企業の組織においては、その系統が内部統制なのです。まずは、内部統制を整備して運用することが大切だということです。

監査役全国会議パネルディスカッション

～監査役等の2つのアプローチ～

- (コーディネーター) 経営と現場の乖離に対して、会社がどのように対応していくかということについて、監査役等はどのようなアプローチを取るべきなのでしょうか。

- (オムロン常勤監査役) 私は、監査役等が果たす役割には、大きく分けて、二つあると思います。一つ目は、監査役等は取締役の業務執行を監査、監督する立場であり、まずは、取締役会でどの程度自社のコンプライアンスや法令順守の状態を把握しているかを常に確認することが大事かと思います。…

二つ目は、経営と現場の乖離を監査役等としてどう縮められるかということです。監査役等は、国内外のいろいろな現場を往査に行くことで、現場の情報を聞くことができます。監査役等の往査では、特に、海外子会社の経営トップに対して、企業理念がどういった形で浸透しているのか、コンプライアンスなどの教育はどのようにされているか、あるいは、戦略がどこまで落とし込まれているか等をヒアリングしています。そこで得た情報を定期的な社長とのミーティングの場で報告し、必要であれば改善を求め、PDCAを回してもらおうことを経営トップに具申するのが大事です。

2つの監査役像

～千代田邦夫『監査役に何ができるか(第2版)』中央経済社、2013年～

【社長のための監査役】

- 経営者が経営判断を間違えないための必要な条件の1つは、経営者が業務執行の現場の事実を把握していることである。経営者は、そのため内部統制を構築し、情報伝達の体制整備に努めている。しかしながら、一般に想像されている以上に、社長に現場の情報は届いていない。マイナスの情報ほどそうである。…事実に基づく情報が示されれば、経営者の判断はおのずから定まるべき所に定まる。社長に届けられるべき情報が届いていない時、それを届けるのは監査役の重要な役割である。社長に苦言を呈するのではない。社長に事実を示すのだ。それが真に有効な監査報告である。

(笹尾慶蔵 元旭化成常勤監査役)

2つの監査役像

【社長を監視する監査役】

- 経営の監視とは、とりもなおさず代表取締役社長または代表取締役会長の経営ぶりや言動をチェックすることにつながる。社長または会長は、CEOとして絶大な権限と重大な責任をもって経営全般を指揮している。その仕事ぶりを冷静に監視し、問題があれば指摘して改めてもらうのが監査役の仕事である。もし過不足のない経営が行われているなら、CEOに適切な評価を伝え、さらなる発展を促し、激励する役目でもある。

(別府正之助 元伊藤忠商事常勤監査役)

監査役と社長の関係

- 2つの監査役像はどちらも正しいと言うべきである。視点に違いはあっても、目指すところは同じである。更に、両氏には共通している点がある。社長の全面的な支援の下で監査役を務められたということである。（20-21頁）
- しかし現実には、監査役の役割を正しく理解し、その活躍を全面的にバックアップしてくれる社長ばかりではない。次のような社長もいる。（24頁）
 - 法制上必要だから監査役を設置しているが、特に経営上の貢献を期待しているわけでもない。
 - 部下の一人として、取締役と同じように自分をサポートしてもらいたい。監査を担当しているのだから、自分の目が届かないところや気づかない点を調べて報告してもらいたい。

監査役等は社長の部下ではない

- 社外の方は勿論ですが、特に社内出身の皆様に理解していただきたいのは、「監査役は社長の部下ではない」ということです。執行サイドと緊張感のある関係を保ちながら、経営監視に努めることが監査役の基本的な役割となります
- 近年、特に重要度が増しているのは、会計監査人との連携です。皆様もご存知のように会計不正事件が度々発生しており、会計監査の実効性の確保が強く求められています。会計監査は、会計監査人だけが行うものではなく、監査役等も会計監査に携わる者として、会計監査人と協力して、会計監査の実効性を確保する必要があります。…最近では、子会社や海外拠点での不適切な会計処理が大きな損失につながるケースも増えていますので、子会社を含めた企業

監査役等は社長の部下ではない

集団全般に関して、会計監査人としてしっかりと連携を図ることも重要です。…

- 近年は、会計不正に限らず、データ偽装、情報漏えい等の企業不祥事が世間を騒がせていますが、監査役等には、平時の活動を通じて不祥事の兆候を感知した場合には、迅速に適切な行動を取ることが求められます。…一般的には、他の監査役等、会計監査人や弁護士等の専門家、場合によっては取締役会とも情報を共有し、連携しながら、対応していくことになります。
- 監査役等は、健全な懐疑心を持ち、時に経営陣と対峙するだけの覚悟を持たなければなりません。

（「月間監査役」2017年8月25日号、日本監査役協会
広瀬会長ご挨拶より）

企業不祥事を防げなかった経営トップ

- 日本の多くの経営者は、1980年代後半から始まるバブル経済の熱狂に踊らされ、過剰投資を繰り返した。そのバブル経済は当然のごとく崩壊し、1990年代初頭よりデフレスパイラルが始まった。その結果、現在では、金融業、建設業、不動産業等、あらゆる産業において、不良資産が増大し、日本の経済界は塗炭の苦しみの中であえいでいる。
- この間、経営者は何をしていただろうか。経営のあり方を見直し、抜本的な対策をとろうとしたのは少数であり、多くは、不良資産を隠し、業績の悪化を繕うことに努めてきたのではないだろうか。そのため、日本の企業経営は、その不透明さゆえに、国際的な信用を失い、多くの不祥事を生み出す

企業不祥事を防げなかった経営トップ

ことにもなったのである。もし、中小企業から大企業に至るまで、経営に携わる者が、常に公明正大で、透明な経営をしようと努めていたなら、また、企業経営の原点である「会計の原則」を正しく理解していたなら、バブル経済とその後の不況も、これほどまでにはならなかったはずである。私にはそう思えてならない。…

- （さらに今日では）日本経済はグローバル経済の中に組み込まれている。このような時代においては、経営者は、自社の経営の実態を正確に把握した上で、的確な経営判断を下さなくてはならない。そのためには、会計原則、会計処理にも精通していることが前提となる。ところが日本では、それほど

企業不祥事を防げなかった経営トップ

重要な会計というものが、経営者や経営幹部の方々から軽視されている。会計と言えば、事業をしていく過程で発生したお金やモノにまつわる伝票処理を行い、集計をする、後追いの仕事でしかないと考えているのである。また、中小、零細企業の経営者の中には、税理士や会計士に、毎日の伝票を渡せば、必要な財務諸表は作ってもらえるのだから、会計は知らなくてもいいと思っている者もいる。経営者にとって必要なのは、結果として「いくら利益が出たか」「いくら税金を払わなければならないのか」ということであり、会計の処理方法は専門家がわかっていればいいと思っているのである。

- 更に、会計の数字は、自分の都合のいいように操作できる、と考えている経営者さえいる。

(稲盛『実学』まえがき)

監査役への期待

- 現場は過酷です。
- 監査役！
 - 現場を直視すること、現場を守ること、現場力を強化することの重要性を再確認して下さい。

(千代田『監査役に何ができるか』 229-230頁)

経営と現場の乖離をなくすためにも、外部会計監査人との連携強化が期待されます。